

奈良広域水質検査センター組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による奈良広域水質検査センター組合の規約変更について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成18年12月13日提出

生駒市長 山 下 真

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）
の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（会計管理者）

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合市町村の職員のうちから、管理者が命ずる。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、組合の条例でその定数を増加することができる。

第12条第2項を次のように改める。

2 監査委員は、管理者が組合会の同意を得て組合会の議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合会の議員から選任する監査委員の数は1人とする。

第13条を次のように改める。

(職員)

第13条 第10条第1項、第11条及び前条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置く。

2 組合の一般職の職員の定数は、組合の条例で定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。